

新たな障害者計画及び第 5 期広島市障害福祉計画の策定について

I 新たな障害者計画

1 計画策定の目的

本市の障害者施策については、平成 25 年 3 月策定の「広島市障害者計画」において、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間における障害者施策の推進方向と具体的方策を定め、その推進に努めている。こうした中、国においては平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」が締結され、平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化に対応するとともに、今年度実施する「障害福祉に関するアンケート」の結果等を踏まえた障害者施策を総合的・計画的に推進していくため、新たな障害者計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 第 5 次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画とする。
- (2) 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている障害者のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」とする。
- (3) 第 5 期広島市障害福祉計画を本計画と一体的に策定する。
- (4) 国の「障害者基本計画」、「障害者福祉計画に関する基本指針」を踏まえ、「世界に誇れる『まち』の実現に向けて - 市政推進に当たっての基本コンセプト -」を始め、他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、本市における障害者施策に関する基本的な指針を定める。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年とする。

4 策定体制等

- (1) 庁内検討体制
関係部局間の連携を図り、総合的な体制の下に推進するため、人がやさしいまち推進本部を活用して検討する。
- (2) 広島市障害者施策推進協議会
学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。
- (3) 市民意見の募集等
市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、障害者団体からの意見聴取を行う。
- (4) 市議会への報告
計画素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に改めて報告する。

5 スケジュール（詳細は別紙（資料 2）のとおり）

今後、障害福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、平成 29 年度中に計画を策定する。

●施策体系

本計画では、基本理念の実現に向け、広島市の障害者関連施策を網羅する6本の施策の柱を掲げます。その上で、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取組を展開します。

基本理念	施策の柱	施策項目
障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。	1 理解と交流の促進	(1) あらゆる障害や障害者についての理解の促進
		(2) 障害者と地域住民等との交流の促進
		(3) 市民主体の活動等の促進
	2 生活環境整備の推進	(1) 福祉のまちづくりの推進
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保
		(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
	3 相談支援の充実	(1) 相談支援体制の整備・充実
		(2) 障害者の権利擁護の推進
	4 地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの充実
		(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実
		(3) スポーツ、文化活動の促進
		(4) 情報・コミュニケーション支援の充実
	5 療育と教育の充実	(1) 療育の充実
		(2) 自立に向けた教育の充実
	6 就労支援の充実と雇用の拡大・定着	(1) 総合的な就労支援
		(2) 障害者雇用の拡大・定着

Ⅱ 第5期広島市障害福祉計画

1 計画策定の目的

現行の第4期広島市障害福祉計画の計画期間が平成29年度までであることから、今後国から示される基本指針や、今年度実施する「障害福祉に関するアンケート」の結果等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期広島市障害福祉計画を策定する。

2 計画の性格

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関し、以下の内容を定めている。

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策
 - ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ※今回は広島市障害者計画と一体的に策定する。

3 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3か年とする。

4 策定体制等

- (1) 広島市障害者施策推進協議会

学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。

- (2) 市民意見の募集等

市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、広島市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行う。

- (3) 市議会への報告

計画素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に配付する。

5 スケジュール（詳細は別紙（資料2）のとおり）

今後、障害福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、平成29年度中に計画を策定する。

6 その他

障害者総合支援法施行3年後の見直しに伴い、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定することとされており、第5期障害福祉計画に盛り込むことについて検討する。

（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

＜参考＞

1 第4期障害福祉計画の数値目標

数値目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針や過去の実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年 度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	116 人 (12%)	・ 基準時（平成 25 年度末）における本市の施設入所者数は 962 人 ・ 数値目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	39 人 (4%)	・ カッコ内は、基準時の施設入所者数に対する比率

「ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数」について、国の指針では、基準時（平成 25 年度末）の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第 3 期計画で設定した目標値が平成 26 年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。本市においては、従前の基準年設定直後の計画である第 1 期の実績（9%）を踏まえ、国の基準に準じ 12%に当たる 116 人と設定します。

「イ 施設入所者の削減数」については、国の指針では、基準時からの累計の削減率 4%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。本市においては、第 3 期計画ではこの目標値を設定していなかったことから、国の指針に準じ 4%に当たる 39 人と設定します。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年 度)	備 考
ア 入院後 3 か月時点の退院率	64%	・ 数値目標は単年度の数値
イ 入院後 1 年時点の退院率	91%	・ 数値目標は単年度の数値
ウ 長期在院者数の削減数	299 人 (18%)	・ 基準時（平成 24 年 6 月末）の長期（1 年以上）在院者数は 1,656 人 ・ 数値目標は基準時からの累計 ・ カッコ内は、基準時の長期在院者数に対する比率

国の指針では、「ア 入院後 3 か月時点の退院率」については 64%以上、「イ 入院後 1 年時点の退院率」については 91%以上、「ウ 長期在院者数の削減率」については、基準時（平成 24 年 6 月末）の長期在院者数から 18%以上削減することを基本としています。

本市においても、過去の実績（伸び等）を踏まえ、国の指針に準じ、それぞれ設定します。

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年 度)	備 考
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 か所	—

国の指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制をいう。）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、平成 29 年度までに少なくとも 1 か所を整備することを基本としています。

本市においても、国の指針に準じ、1 か所と設定します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標

区 分	数値目標 (平成 29 年 度)	備 考
ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数	214 人 (2 倍)	・基準時（平成 24 年度）の本市の実績は 107 人 ・数値目標は単年度の数値 ・カッコ内は、基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の利用者数	418 人	・基準時（平成 25 年度末）の本市の実績は 201 人 ・数値目標は単年度の数値
ウ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	事業所全体の 5 割以上	・数値目標は単年度の数値

「ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数」について、国の指針では、基準時（平成 24 年度）の実績の 2 倍以上とすることを基本としています。本市においても、過去の実績（伸び等）を踏まえ、国の指針に準じ、2 倍に当たる 214 人と設定します。

「イ 就労移行支援事業の利用者数」について、国の指針では、基準時（平成 25 年度末）の実績の 6 割以上増加（本市においては 322 人以上増加）を基本としています。本市においては、過去の実績（伸び等）を踏まえ、国の指針を上回る 418 人と設定します。

「ウ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の数」について、国の指針では、就労移行率が 3 割以上の事業所数を全体の 5 割以上とすることを目指すとしています。本市においても、過去の実績（伸び等）を踏まえ、国の指針に合わせて設定します。

2 障害福祉サービス等の量の見込み

国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方（「現に利用している者の数」や「障害者等のニーズ」等の要素を勘案して定めるなど）や現状等を踏まえ、障害別に過去の実績（伸び等）を踏まえて利用者数を見込み、これに一人当たりの平均利用量の実績を乗じて、今後のサービス量を見込みます。

そのほか、サービスによっては、障害福祉サービス等に関するアンケート調査結果や特別支援学校卒業生数の増加傾向等も勘案して見込みます。

（１）訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

（２）日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型：雇用契約あり）、就労継続支援（B型：雇用契約なし）、短期入所

（３）居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

（４）相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

（５）障害児支援

障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援

（６）地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター等機能強化事業、発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、その他の事業（任意事業）